# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ケ浦市は、予防接種事務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

袖ケ浦市長

### 公表日

令和3年8月5日

[平成31年1月 様式2]

#### T 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び市要綱等の規定により、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付または実費の徴収に係る事務を行う。特定個人情報は、次の事務に使用する。 1. 予防接種の実施 2. 予防接種の度理 3. 予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 4. 給付の支給に係る請求、届出、審査等  また、新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種について、以下の事務を実施する。 1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 3. 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイ	ル名
予防接種状況管理ファイル	,
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二
5. 評価実施機関におけ	ナる担当部署
①部署	市民子育で部 健康推進課、市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	
請求先	袖ケ浦市 総務部 総務課 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

袖ケ浦市 市民子育て部 健康推進課、市民課 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111 連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	種類					
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネット	ワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +5	うである	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[ +5	うである	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +5	うである	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	<b>E</b>			1	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ +5	うである	]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	გ გ	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提	供ネットワーク	システム			]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ + <del>5</del>	<b>}である</b>	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	売		[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +5	うである	]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ +5	うである	]	;	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ +5	うである	]	;	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点	検	[ ]	内部監査	[ ] 外部	3監査	
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に	行っている	]	:	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていな		

## 変更箇所

変更箇	PJT				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第7号及び別表第二		
平成28年10月31日	4. 情報提供ネットワークシス	<情報照会事務>   17、18、19項	<情報照会事務>  16-2、17、18、19項	事後	
	テムによる情報連携 ①法令上の根拠	<情報提供事務>	<情報提供事務>		
	Ⅱしきい値判断項目	<u>なし</u> 	16-2		
平成28年12月1日	1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点事	事後	
	時点日				
	Ⅱしきい値判断項目			<b></b>	
	2. 取扱者数  時点日	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
	T 即油桂椒		1. 健康管理システム		
令和1年6月1日	1. 特定個人情報を取り扱う	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	2. 団体内統合宛名システム	事後	
774140714	事務 ③システムの名称	3. 中間サーバー	3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	争极	
	③クステムの石林	  ・番号法第19条第7号及び別表第二	X 7 A		
		<情報照会事務>			
		16-2、17、18、19項 <情報提供事務>			
		16-2			
		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の			
	I 関連情報	主務省令で			
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	定める事務および情報を定める命令(平成26	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
	②法令上の根拠	年内閣府·総務省令第7号) <情報照会事務>			
		第12、13条			
		<情報提供事務> 第12、13条			
		上記、番号法別表第二における情報提供お			
		よび情報照会の根拠とした各項における主務省令で定め			
		る事務および情報について、それぞれを定め			
	Ⅱ しきい値判断項目				
	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	   平成28年12月1日 時点	  令和1年6月1日	事後	
	いつ時点の計数か	1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	17411-40771-11	子区	
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策	_	様式改定に伴い新規追加		
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担		課長	<del>+</del> ,,,	
令和1年6月1日	当部署	-	(様式改定により修正)	事後	
	②所属長の役職名				
	I 関連情報		袖ケ浦市 市民健康部 健康推進課 すこや		
令和1年6月13日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	導班 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話0438 (62)3162	か親子班 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3172		
		(62/0102	0400 (02) 0172		
A ====================================	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 出部署	+ B (株成物)	+82***	<del>+ *</del>	
令和3年4月1日	크마숍	市民健康部	市民子育で部	事前	
	①部署 I 関連情報				
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
市和3年4万「ロ	正·利用停止請求 電話番号	10438 (02) 2104	0438 (02) 2111	尹則	
	电动钳 万				
	特定個人情報ファイルの取扱		市民子育で部	事前	
13-110-1-1771-11	いに関する問合わせ	0438(62)3172	0438(62)2111	4- 00	
	┃ ■ しきい値判断項目				
令和3年4月1日	1. 対象人数	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
	いつ時点の計数か				
	Ⅱ しきい値判断項目				
	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
	♥・つ≒寸点の引致が,		また、新型コロナウィルス感染症対策に係る予		
			防接種について、以下の事務を実施する。		
会和9年5日49日	②事務の概要		1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	事後	追記
市和3年3月10日	(2) 争務の似安 		程対象有及び発行した接種券の登録を行う。    2. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、	争仮	<b>追記</b>
			管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供		
			を行う。		
令和3年5月10日	③システムの概要		4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追記
			┃ ・番号法第19条第15号(新型コロナウィルス感		
A #	A 1 - 18 15		染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ	<u> </u>	) <del>-</del>
令和3年5月10日	法令上の根拠		ン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ)	事後	追記
<u></u>			・番号法第19条第5号(委託先への提供)		
	委託先における不正な使用	Z 27 1 4 1 .	1.0-4.7	<u></u>	
令和3年5月10日	等のリスクへの対策は十分 か	委託しない 	十分である	事後	
令和3年5月10日	不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	提供・移転しない 	十分である	事後	
			  3. 予防接種の実施後に、接種者からの申請		
令和3年7月26日	②事務の概要		に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接	事後	追記
			種証明書の交付を行う。		
令和3年7月26日	8. 特定個人情報ファイルに関すると思い合わせ	  健康推進課 すこやか親子班	  健康推進課、市民課	事後	追記
<u></u>	関するお問い合わせ		<u> </u>		
	5. 評価実施機関における担	Pr	h + 14 34 5m		\4 =-
令和3年7月26日	当部署	健康推進課	健康推進課、市民課	事後	追記
<u> </u>	<u> </u>	1	1		<u> </u>